

協議第13号

国民健康保険事業の取扱いについて

次のとおり調整方針を定める。

協議項目	22-6 国民健康保険事業の取扱い
<p>1 国民健康保険税の賦課形態及び課税限度額については、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。</p> <p>2 国民健康保険税の税率については、市町村の合併の特例に関する法律(昭和40年法律第6号)第10条の規定を適用し、合併する年度の翌年度以降5年度の経過措置により、<u>急激な負担増とならないよう一般会計からの繰入れを考慮しつつ段階的に調整し、幕別町の税率を基準に統一する。ただし、介護保険分の税率については、合併する年度の翌年度に再編する。</u></p> <p>3 国民健康保険税の法定軽減制度については、<u>現行のとおり新町に引き継ぐものとする。</u></p> <p>4 国民健康保険税の納期については、<u>合併する年度の翌年度から8期制とする。</u></p> <p>5 保険給付及び高額療養費貸付あっせんについては、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。</p> <p>6 保健事業については、新町において調整する。</p> <p>7 国民健康保険運営協議会については、合併時に<u>再編する。</u></p>	

「協議第13号 国民健康保険事業の取扱いについて」資料

幕別町・忠類村合併協議会の調整内容

協議項目	22-6 国民健康保険事業の取扱い	
調整の内容	決定済	再提案
	<p>1 略</p> <p>2 国民健康保険税の税率については、市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）第10条の規定を適用し、合併する年度の翌年度以降5年度の経過措置により段階的に調整し、幕別町の税率を基準に統一する。ただし、介護保険分の税率については、合併する年度の翌年度に再編する。</p> <p>3 国民健康保険税の法定軽減制度については、<u>合併する年度は現行のとおり新町に引き継ぐものとし、合併する年度の翌年度以降は法令の定めるところにより統一する。</u></p> <p>4 国民健康保険税の納期については、<u>合併時まで調整する。</u></p> <p>5及び6 略</p> <p>7 国民健康保険運営協議会については、合併時に<u>統合</u>する。</p>	<p>1 略</p> <p>2 国民健康保険税の税率については、市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）第10条の規定を適用し、合併する年度の翌年度以降5年度の経過措置により、<u>急激な負担増とならないよう一般会計からの繰入れを考慮しつつ段階的に調整し、幕別町の税率を基準に統一する。</u>ただし、介護保険分の税率については、合併する年度の翌年度に再編する。</p> <p>3 国民健康保険税の法定軽減制度については、<u>現行のとおり新町に引き継ぐものとする。</u></p> <p>4 国民健康保険税の納期については、<u>合併する年度の翌年度から8期制とする。</u></p> <p>5及び6 略</p> <p>7 国民健康保険運営協議会については、合併時に再編する。</p>

区 分			現 況		調整の具体的内容			
			幕別町	忠類村	決定済	再提案		
国民健康保険税					賦課形態及び課税限度額については、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。	賦課形態及び課税限度額については、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。		
賦課形態			保険税	保険税				
被保険者数			8,636人	849人	<p>税率については、市町村の合併の特例に関する法律第10条の規定を適用し、合併する年度の翌年度以降5年度の経過措置により段階的に調整し、幕別町の税率を基準に統一する。</p> <p>ただし、介護保険分の税率については、合併する年度の翌年度に再編する。</p> <p>法定軽減制度については、<u>合併する年度は現行のとおり新町に引き継ぐものとし、合併する年度の翌年</u></p>	<p>税率については、市町村の合併の特例に関する法律第10条の規定を適用し、合併する年度の翌年度以降5年度の経過措置により、<u>急激な負担増と</u>ならないよう一般会計からの繰入れを考慮しつつ段階的に調整し、幕別町の税率を基準に統一する。</p> <p>ただし、介護保険分の税率については、合併する年度の翌年度に再編する。</p> <p>法定軽減制度については、<u>現行のとおり新町に引き継ぐものとする。</u></p>		
世帯数			3,986世帯	341世帯				
税	医療保険分	応能	所得割	8.5%			所得割	3.7%
			資産割	10.0%			資産割	30.0%
		応益	均等割	30,000円			均等割	24,000円
			平等割	36,000円			平等割	31,000円
率	介護保険分	応能	所得割	0.40%			所得割	0.37%
			資産割	4.0%			資産割	3.0%
		応益	均等割	5,500円			均等割	5,800円
			平等割	3,500円			平等割	4,900円
課税限度額			医療保険分	530,000円	医療保険分	530,000円		
			介護保険分	80,000円	介護保険分	80,000円		
法定軽減制度			7割・5割・2割	7割・5割・2割				

区 分	現 況		調整の具体的内容	
	幕別町	忠類村	決定済	再提案
国民健康保険税 (つづき)			<u>度以降は法令の定めるところにより統一する。</u>	
納期	第1期 6月16日～同月30日まで 第2期 8月16日～同月31日まで 第3期 9月16日～同月30日まで 第4期 10月16日～同月31日まで 第5期 11月16日～同月30日まで 第6期 12月1日～同月25日まで	第1期 7月1日～同月31日まで 第2期 10月1日～同月31日まで 第3期 12月1日～同月25日まで	納期については、 <u>合併時まで調整する。</u> 納期 第1期 6月16日 ～同月30日まで 第2期 7月16日 ～同月31日まで 第3期 8月16日 ～同月31日まで 第4期 9月16日 ～同月30日まで 第5期 10月16日 ～同月31日まで 第6期 11月16日 ～同月30日まで 第7期 12月1日 ～同月25日まで 第8期 翌年1月16日 ～同月31日まで	納期については、 <u>合併する年度の翌年度から8期制とする。</u> 納期 第1期 6月16日 ～同月30日まで 第2期 7月16日 ～同月31日まで 第3期 8月16日 ～同月31日まで 第4期 9月16日 ～同月30日まで 第5期 10月16日 ～同月31日まで 第6期 11月16日 ～同月30日まで 第7期 12月1日 ～同月25日まで 第8期 翌年1月16日 ～同月31日まで

区 分	現 況		調整の具体的内容	
	幕別町	忠類村	決定済	再提案
国民健康保険運営協議会	任期 2年 委員定数 ・被保険者を代表する委員 3名 ・保険医又は保険薬剤師を代表する委員 3名 ・公益を代表する委員 3名	任期 2年 委員定数 ・被保険者を代表する委員 2名 ・保険医又は保険薬剤師を代表する委員 2名 ・公益を代表する委員 2名	合併時に統合する。	合併時に再編する。